

熊本市水前寺六丁目18番1号 塩屋漁港管理者 熊本県

3 埋立区域

(1) 位置

熊本市河内町大字河内字塩屋888の2、字白岩1161の5、字迫1180の2及び字迫1180の2に隣接する昭和60年1月10日付け熊本県指令河第57号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線、4の地点から7の地点までを結ぶ昭和60年1月10日付け熊本県指令河第57号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+4.76メートルにより決定)及び7の地点と1の地点を結ぶ平成14年春分の日における満潮位(DL+4.76メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 塩屋漁港燈台(北緯32度48分46秒、東経130度35分30秒)から77度40分20秒 480.986メートルの地点

2の地点 1の地点から339度59分38秒 3.722メートルの地点

3の地点 2の地点から24度01分13秒 79.745メートルの地点

4の地点 3の地点から112度44分20秒 0.905メートルの地点

5の地点 4の地点から203度20分41秒 4.175メートルの地点

6の地点 5の地点から109度31分53秒 10.331メートルの地点

7の地点 6の地点から11度12分43秒 32.072メートルの地点

(3) 面積

6,042.09 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本市河内町大字河内字塩屋888の2、字白岩1161の5、字迫1180の2及び字迫1180の2に隣接する昭和60年1月10日付け熊本県指令河第57号の免許に係る埋立地地内及びこれらの地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からGの地点までを順次直線で結んだ線及びGの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 塩屋漁港燈台(北緯32度48分46秒、東経130度35分30秒)から75度52分38秒 450.195メートルの地点

Bの地点 Aの地点から24度21分53秒 133.300メートルの地点

Cの地点 Bの地点から130度29分55秒 106.805メートルの地点

Dの地点 Cの地点から194度49分23秒 54.303メートルの地点

Eの地点 Dの地点から285度56分31秒 4.355メートルの地点

Fの地点 Eの地点から194度37分13秒 15.459メートルの地点

Gの地点 Fの地点から221度15分23秒 20.106メートルの地点

(3) 面積

11,818.94 平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

6 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本市水産振興課

熊本県告示第856号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月1日

熊本県知事 潮谷 義子

1 しゅん功認可年月日

平成14年10月24日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号 樋合漁港管理者 熊本県

3 埋立区域

(1) 位置

天草郡松島町大字合津字梅木7551の1、字松田7552、7553、7555及び平成5年7月5日付け熊本県指令漁第13号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑦の地点まで順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と①の地点とを結ぶ平成10年の秋分の日における満潮位(DL=+3.94メートル)の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三角点(D・1)(北緯32度32分11.8秒 東経130度23分47秒)から91度20分31秒 208.129メートルの地点

②の地点 ①の地点から20度02分58秒 26.587メートルの地点

③の地点 ②の地点から18度58分24秒 126.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から18度18分27秒 17.213メートルの地点